

騒 音 関 係

○騒音規制法に基づく規制基準等

1 規制基準等

(1) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚農通運告示第 1 号 最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

(昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前 8 時から 午後 6 時まで〕	朝 〔午前 6 時から 午前 8 時まで〕 夕 〔午後 6 時から 午後 9 時まで〕	夜 間 〔午後 9 時から 翌日の午前 6 時 まで〕
第 1 種 区 域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種 区 域	60	50	50
第 3 種 区 域	65	65	55
第 4 種 区 域	70	70	65

(備考)

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に存在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、建設省告示第 1 号 最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

(昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号)

特定建設作業の種類	規制区域等 騒 音 の 大 き さ	作業ができない 時間 (夜間)		1 日における 作 業 時 間		同一場所 における作業 時間	日曜日、休 日における 作業
		第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域		
1 くい打機等を使用する作業	85 デシベル	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	午 後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	10 時 間を超 えない こと	14 時 間を超 えない こと	連続して 6 日を超え ないこと	禁止
2 びょう打機を使用する作業							
3 さく岩機を使用する作業							
4 空気圧縮機を使用する作業							
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業							
6 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業							
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E	A B	A B	A B C D E F		

(備考)

- 1 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
- 2 表中 A～F は次の場合をいう。
 - A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
 - D 道路法第 34 条 (道路の占用許可)、第 35 条 (協議) による場合
 - E 道路交通法第 77 条第 3 項 (道路の使用許可)、第 80 条第 1 項 (協議) による場合
 - F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合

(3) 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）

（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号 最終改正 平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

（平成 12 年 3 月 30 日 県告示第 209 号）

区域の区分	昼間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	夜間 〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、上表にかかわらず、特例として次の表のとおりとする。（ただし、指定地域が指定されている場合にのみ適用される特例であるため、もともと a、b 又は c 区域に指定されていない場合は適用されない。）

昼間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	夜間 〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕
75 デシベル	70 デシベル

（備考）

- 1 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - (2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル
- 4 評価方法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

2 指定地域

(1) 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	付表の地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	1				2	2	2	2	2	2		3	3	3		4			長野市が告示
松本市	1	1			2	2	2	2	2		2	3	3	3	3	4			松本市が告示
上田市	1			1	2	2	2	2	2		2	3	3	3	3	4			上田市が告示
岡谷市	1			1	2		2		2			3	3	3		4			岡谷市が告示
飯田市	1				2		2	2	2			3	3	3		4*			飯田市が告示
諏訪市	1	1	1		2	2	2	2	2			3	3	3		4			諏訪市が告示
須坂市	1	1			2		2	2	2		2	3	3	3		4		4	須坂市が告示
小諸市	1				2		2	2	2			3	3	3		4			小諸市が告示
伊那市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			伊那市が告示
駒ヶ根市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			駒ヶ根市が告示
中野市	1				2	2	2	2				3	3	3		4			中野市が告示
大町市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			大町市が告示
飯山市	1				2		2					3	3	3					飯山市が告示
茅野市	1				2	2	2	2	2		2	3	3	3*	2	4			茅野市が告示
塩尻市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			塩尻市が告示
佐久市	1	1			2	2	2	2	2			3	3	3		4			佐久市が公示
千曲市	1				2	2	2	2	2		2	3	3	2・3	3	3・4			千曲市が公示
東御市				1							2					3		4	東御市が公示
安曇野市	1	1		1	2	2	2	2	2		2	3	3	3	3	4		4	安曇野市が告示
下諏訪町	1				2	2	2					3	3	3					最終改正 H8. 4. 4 県告示第 320 号
辰野町	1	1			2	2	2	2			2	3	3	3	3	3・4			
麻績村											2					3			S58. 4. 14 県告示第 251 号 (施行日：S58. 5. 1)
筑北村				1							2					3			最終改正 H17. 10. 6 県告示第 440 号 (施行日：H17. 10. 11)
坂城町	1			1	2	2	2	2	2		2	3		3	3	4			最終改正 H8. 4. 4 県告示第 320 号
小布施町	1	1			2	2	2		2		2	3		3					
山ノ内町	1				2		2	2	2				3						

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第 7 条第 3 項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中の 1、2、3 及び 4 は、それぞれ第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域を表す。
- *は一部地域を除くことを表す。
- 指定状況は令和 5 年 3 月 31 日現在

(2) 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	a			a	a		b	b	b	b		c	c	c	c			長野市が告示
松本市	a	a		a	a		b	b	b		b	c	c	c	c		c	松本市が告示
上田市	a			a	a		b	b	b		b	c	c	c	c		c	上田市が告示
岡谷市	a			a		a	b	b	b			c	c	c	c			岡谷市が告示
飯田市	a			a			b	b	b			c	c	c	c			飯田市が告示
諏訪市	a	a	a	a	a		b	b	b			c	c	c	c			諏訪市が告示
須坂市	a	a		a		a	b	b	b			c	c	c	c		c	須坂市が告示
小諸市	a			a			b	b	b			c	c	c	c			小諸市が告示
伊那市	a			a	a		b	b	b			c	c	c	c			伊那市が告示
駒ヶ根市	a	a		a	a		b	b	b			c	c	c	c			駒ヶ根市が告示
中野市	a			a	a		b	b				c	c	c	c			中野市が告示
大町市	a	a		a	a		b	b	b			c	c	c	c			大町市が告示
飯山市	a			a			b					c	c	c				飯山市が告示
茅野市	a			a	a		b	b	b			c	c	c	c			茅野市が告示
塩尻市	a	a		a	a		b	b	b			c	c	c	c			塩尻市が告示
佐久市	a	a		a	a		b	b	b			c	c	c	c			佐久市が告示
千曲市	a			a	a		b	b	b		b	c	c	c	c			千曲市が告示
東御市	a	a		a	a	a	b	b	b		b	c	c	c	c		c	東御市が告示
安曇野市	a	a		a	a	a	b	b	b		b	c	c	c	c		c	安曇野市が告示
下諏訪町	a			a	a		b					c	c	c				最終改正 H12. 3. 30 県告示第 209 号 (施行日 : H12. 4. 1)
辰野町	a	a		a	a		b	b	b		b	c	c	c	c		c	
麻績村											b						c	H17. 10. 6 県告示第 440 号 (施行日 : H17. 10. 11)
筑北村											b						c	
坂城町	a			a	a	a	b	b	b		b	c		c	c		c	最終改正 H12. 3. 30 県告示第 209 号 (施行日 : H12. 4. 1)
小布施町	a	a		a	a		b		b		b	c		c				
山ノ内町	a			a			b	b	b				c					

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第 7 条第 3 項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中の a、b、及び c は、それぞれ a 区域、b 区域及び c 区域を表す。
- 指定状況は令和 5 年 3 月 31 日現在

(3) 特定工場

区 分	地 域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域及びこれらの地域に相当する地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらの地域に相当する地域
第4種区域	工業地域及びこれらの地域に相当する地域

(4) 特定建設作業騒音関係

区 分	地 域
第1号区域	ア 第1種区域及び第2種区域 イ 第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内
第2号区域	第3種区域及び第4種区域のうち上記以外の区域

(5) 自動車騒音要請限度関係

区 分	地 域
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及びこれらの地域に相当する地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれらの地域に相当する地域

3 規制対象

(1) 特定工場等（法第2条、施行令第1条、別表第1）

（特定施設）

イ 金属加工機械

（イ）圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）

（ロ）製管機械

（ハ）ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

（ニ）液圧プレス（矯正プレスを除く。）

（ホ）機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）

（ヘ）せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

（ト）鍛造機

（チ）ワイヤーフォーミングマシン

（リ）ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）

（ヌ）タンブラー

（ル）切断機（といしを用いるものに限る。）

ロ 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

ハ 土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

ニ 織機（原動機を用いるものに限る。）

ホ 建設用資材製造機械

（イ）コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）

（ロ）アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）

ヘ 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

ト 木材加工機械

(イ) ドラムバーカー

(ロ) チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

(ハ) 碎木機

(ニ) 帯のこ機（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

(ホ) 丸のこ機（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

(ヘ) かな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）

チ 抄紙機

リ 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

ヌ 合成樹脂用射出成形機

ル 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

(2) 特定建設作業（法第 2 条、施行令第 1 条、別表第 2）

イ くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい抜機をアースオーガーと併用する作業を除く。）

ロ びょう打機を使用する作業

ハ さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離 50 メートルを超えない作業に限る。）

ニ 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）

ホ コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）

ヘ バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

ト トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

チ ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

○良好な生活環境の保全に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する規制基準等（昭和48年3月30日県条例第11号）

1 規制時間（条例第42条）

午後11時から翌日の午前6時まで

2 規制対象（規則第8条）

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第34条の2第2号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業

3 規制内容（条例第15条、第42条、第43条、規則第9条、第16条、別表第4）

(1) 規制基準

規制対象の施設から次の規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

規制区域	規制基準
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	40 デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域が指定されていない区域、 同法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされていない区域	45 デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	55 デシベル
工業地域	60 デシベル

(2) 音響機器の使用制限

次の区域内における、カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置の使用禁止（外部にもれない処置を講じた場合を除く）

規制区域
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域が指定されていない区域及び同法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされていない区域

(備考)

上記の表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定に基づく用途地域をいう。

4 規制地域の指定状況

市	町	村	告示年月日及び告示番号		
長野市	茅野市	南佐久郡小海町	東筑摩郡麻績村	S57. 6. 7 県告示第415号 (施行日：S57. 7. 1)	
松本市	塩尻市	〃 佐久穂町	北安曇郡白馬村		
上田市	佐久市	〃 川上村	〃 小谷村		
岡谷市	千曲市	北佐久郡軽井沢町	埴科郡坂城町		
飯田市	東御市	〃 立科町	上高井郡小布施町		
諏訪市	安曇野市	諏訪郡原村	下高井郡山ノ内町		
小諸市		上伊那郡辰野町	上水内郡信濃町		
駒ヶ根市		下伊那郡泰阜村	〃 飯綱町		
中野市		木曾郡木曾町	下水内郡栄村		
大町市		〃 大桑村			
須坂市		飯山市	上伊那郡箕輪町		S57. 9. 9 県告示第608号 (施行日：S57. 10. 1)
伊那市		北佐久郡御代田町	上高井郡高山村		
諏訪郡下諏訪町			S58. 3. 7 県告示第106号 (施行日：S58. 4. 1)		
諏訪郡富士見町		木曾郡上松町	北安曇郡松川村		S58. 7. 14 県告示第405号 (施行日：S58. 8. 1)
上伊那郡南箕輪村		東筑摩郡筑北村			
下伊那郡松川町			S58. 11. 21 県告示第676号 (施行日：S58. 12. 1)		

(備考) 指定状況は令和4年3月31日現在

○商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱の概要（昭和60年9月2日県告示616号）

項目		区分	拡声機を店頭、街頭等に固定し、又は自動車等に備え付けて使用する場合	航空機に備え付けて拡声機を使用する場合
		内 全 域		
1	規制対象地域	県		
2	事業者の責務	商業宣伝放送を行うときは、要綱の定めに従うとともに、事業者の責任において、住民の静穏な生活環境の保全に努めること。		
3	拡声機の使用基準	(1) 使用禁止地域	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺	1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園及び国定公園 2) 長野県自然公園条例（昭和46年長野県条例第22号）の長野県立自然公園 3) 長野県自然環境保全条例（昭和48年長野県条例第35号）の自然環境保全地域及び郷土環境保全地域 4) 軽井沢国際親善文化観光都市建設法（昭和26年法律第253号）の国際親善文化観光都市
		(2) 使用禁止時間	午後8時から翌日の午前8時までの間において拡声機を使用しないこと	午後5時から翌日の午前9時までの間において拡声機を使用しないこと
		(3) 使用方法		1) 拡声機を使用しながら、同一地域の上空で連続して2回を超えて旋回しないこと。 2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園に直接拡声機を向けて使用しないこと。 3) 拡声機の電力増幅機の使用時の最大出力は、30ワット以下にすること。
4	届出	なし	当該商業宣伝放送を行う日の3日前までに届出するものとする。	
5	勧告	前記3の規定に違反した者に対し、改善を勧告するものとする。		前記3及び4の規定に違反した者に対し、改善を勧告するものとする。